

学校生活のきまり（令和7年4月7日現在）

蜂ヶ岡中学校では、生徒会を通じて生徒が主体的に関わる校則の見直しを進めています
学校生活のきまりについては、学習環境を維持することを目的に制定されています

生徒指導部

1. 登下校について

- (1) 8時30分に教室の自席に着席してなければ遅刻となる。余裕をもって登校し、朝読書を始めましょう。
- (2) 自動車等の通行があるため、安全確保をする上で、東門（プール横）からの登下校はしない。
- (3) 遅刻の原因や、帰宅時間が遅くなるため登下校時の寄り道や、買い物はしない。
- (4) 自転車通学は事故の危険性などが考えられるためしない。
- (5) 登下校時は、歩道を通行し、安全には十分注意する。
- (6) 登下校時は、できるだけ複数で行動し、不審者などの誘いに応じないようにする。
緊急時には地域の方々に助けを求めるようにする。
- (7) 原則、清掃終了後、部活動後は速やかに下校する。

2. 外出について

- (1) 原則として登校後、校外への外出は認めない。
- (2) 病気、その他緊急時の早退の場合、担任または学年教師の確認を得て、帰宅後必ず学校に連絡をする。

3. 昼食について

- (1) 担任または学年教師の指示で食べ始める。
- (2) 昼食時間終了までは、自分の教室から出ない。
- (3) 昼食は家庭から弁当を持参するか、給食を申し込む。購入する場合は、登校前に購入する。
- (4) 午前中授業で給食や昼食時間がない時、部活動がある人は顧問の指示で昼食を準備してくる。
- (5) 昼食時の飲み物は、昼食に見合った栄養と健康を考えた飲み物を可とする。
ペットボトルは各自持ち帰ること。缶入り飲料は処分や持ち帰りが大変なため認めない。
紙パックは昼食時のみOK
昼食時以外は、お茶・水・スポーツドリンクのみ可。
- (6) 教室外で昼食用の飲み物などは飲まない。
- (7) 昼食を忘れた場合は朝学活時に申し出る。
- (8) 昼食で出たごみは、各自で持ち帰ること。※割りばしも持ち帰る。
※はしを忘れた場合は先生に相談してください。

4. 服装について

気候や各自の体調に合わせて、TP0を考えた標準服の着こなしをおこなう。

- (1) 本校指定の標準服
 - ・ブレザーとズボンまたはスカート（変形させてはいけない）
 - ・夏期はポロシャツとズボンまたはスカートを原則とするが、気候によってブレザーやベストの着用も可。
 - ・ベルトは黒・紺・茶色のみ。極端に細いものや太いもの、派手なものはいけない。
 - ・スカートの丈の長いもの、短いものはいけない。（丈の長さは膝下～膝頭程度）
- (2) ポロシャツ
 - ・本校指定のポロシャツを着用する。
 - ・ポロシャツの下は白、黒、紺、グレーのシャツ（ワンポイント可）、または体操服を利用する。
 - ・色のついたTシャツや派手なプリント、ハイネックは禁止。
部活動のTシャツ等は活動時に着用する。

- (3) 靴下
 - ・運動（TP0）に適した靴下を着用する。
 - ・リボンやレース、飾りのついたもの、およびシースルーやルーズソックスは禁止する。
- (4) 靴
 - ・学校生活や体育の授業に適した運動靴を着用する。
- (5) セーター
 - ・V首のグリーン、黒、紺、灰色、白色のセーターを着用する。ベストも可。
 - ・無地のみ可で、ワンポイントのマーク入やライン入等は不可とする。カーディガンは不可。
 - ・指定店で購入するか、家庭で準備する。
- (6) 防寒着・具
 - ・防寒着を着用する時は、必ずブレザーの上から着用する。
 - ・防寒着やマフラー、手袋等の防寒具は登下校時のみを原則とし、体調を崩す可能性があると担当教員が認める場合は、防寒着の着用は可能。
 - ・防寒着・具は、家庭で準備する。
 - ・膝掛けは、教室や特別教室で正しく使用する。
- (7) その他
 - ・アクセサリー、マニキュア、化粧等は禁止する。

5. 豊富髪について

- (1) パーマ・染毛・脱色等は禁止。整髪料もつけない。眉毛を加工（細くなど）しない。
- (2) 髮型は清潔感のある髪型にする。
ヘアーピン、ゴム以外は不可。色は自由。ただし、飾りが付いていないもの。

6. 持ち物について

- (1) 生徒証明書は常に携帯すること。シールを貼ったり、落書きをしない。
- (2) 学習に不必要的ものを身につけたり、持ってきてたりしない。
(例：スマホ、個人所有のタブレット、高価な時計、漫画、雑誌、遊び道具、アクセサリー、化粧品、菓子類、不要なお金など。)
- (3) 貴重品は原則として持てこない。必要があって持ってきた場合は、朝職員室に必ず預ける。

7. その他

- (1) 学校生活で特別な服装・持ち物が必要な場合は、必ず担任・学年教師等に連絡する。
- (2) アルバイトは原則、禁止する。
- (3) 置き傘は紛失の危険性もあるため、原則持ち帰る。
- (4) 必要な場合を除いては、他教室や他学年の校舎、階には行かない。
- (5) 学校から借りた物品は必ず返却する。
- (6) ガラス・机・いす・GIGA端末など公共物の破損については実費弁償してもらう場合がある。

ルールを守って誰もが過ごしやすい学校生活が送れるように
自分たちで蜂ヶ岡中学校を作っていくこう